

◇番号	201602
◇研究機関名	九州大学
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 平成 27 年 12 月 通報により、九州大学先端医療イノベーションセンター研究室における不正使用（架空請求（偽装納品））の疑いが発覚。また、調査の過程で新たな不正使用（期ずれ（前年度納入））の疑いが発覚。</p> <p>【調査に至った経緯等】 事前調査を行った結果、不正使用の可能性を否定できないため、調査委員会を設置して調査を行う必要があると判断。</p>
◇調査	<p>【調査体制】 調査委員会（学内委員 6 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間 平成 28 年 2 月～7 月 ・ 調査対象 <ul style="list-style-type: none"> (1) 九州大学先端医療イノベーションセンターと不正使用への関与の疑いがある取引業者（以下「関与業者」という。）との取引に係る全経費 (2) 研究室教員を研究代表者又は研究分担者とする全ての研究課題に係る研究費 (3) 不正使用の疑いのある公的研究費（平成 26 年度研究開発施設共用等促進費補助金および平成 27 年度医療研究開発推進事業費補助金（本学執行分）） ・ 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> (1) 関与業者の売上台帳等との照合など調査対象経費・研究費に係る書面調査 (2) 研究室の関係者及び関与業者に対する聴き取り調査
◇調査結果	<p>【不正の種別】 架空請求（偽装納品）、期ずれ（前年度納入）</p> <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動機、背景 研究室教員が管理する研究費における売買契約の発注などを行っていた元学術研究員は、研究費不足の懸念や増加する業務量のために事務手続きをする時間的・精神的な余裕がなくなったことにより、関与業者に依頼して、研究に必要なものを納品してもらうものの、代金の支払に必要な書類を提出させないという不適切な取引により、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて総額 4,854,912 円（期ずれ（前年度納入）により精算した額を除く。）の関与業者への未収金を生じさせた。 元学術研究員及び関与業者は、この未収金を精算するため、平成 26 年度から架空請求（偽装納品）を行うことになった。 ・ 手法 <ul style="list-style-type: none"> (1) 架空請求（偽装納品） 元学術研究員は、関与業者への未収金に充当することを目的として、関与業者に実験器具やトナーカートリッジなどの消耗品を納品後に持ち帰らせながら、代金を請求させ、大学に代金を支払わせた。 (2) 期ずれ（前年度納入） 元学術研究員は、次年度に代金を支払うことを約して、前年度（平成 26 年度）に関与業者に納品させた複数の研究機器について、当該年度（平成 27 年

度)に納品されたかのように装い、大学に当該年度(平成27年度)の予算から代金を支払わせた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途(私的流用の有無)

資金の種類別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数
研究開発施設共用等促進費補助金	211,274円	1人
医療研究開発推進事業費補助金	324,000円	1人
民間企業との共同研究等	3,504,019円	1人
計	4,039,293円	1人(実人数※)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

(私的流用の有無)

関与業者への未収金になったものは、研究機材などそのほとんど全てが研究活動に使用されていたと考えられ、意図的な私的流用が行われたとは認められない。しかしながら、当該未収金の一部に大学経費以外の資金で精算されるべきものや品名が不明のため、研究活動に使用されたとの確証が得られないものが含まれている。そのため、これらが未だ不正(架空請求(偽装納品))で精算されていなかったとは言え、私的流用の可能性が否定できないことから、一部について私的流用と整理せざるを得ないと判断した。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

元学術研究員及び関与業者は、平成26年度及び平成27年度において架空請求(偽装納品)を繰り返し行い、総額3,201,321円を大学に支払わせたと認定した。また、期ずれ(前年度納入)により総額837,972円を平成27年度の予算から支払わせたと認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

- (1) 本学ルールやコンプライアンス意識に対する理解度について、十分な確認ができていなかった。
- (2) 納品物を取引業者から受領した職員は、受領の証として納品書に受領印を押すことになっているが、当時の研究室では、納品物を確認することなく納品書に受領印を押印する不適切な行為が行われるなど、一部において受領の証としての押印行為が形骸化しており、不正防止のための取組が有効に機能していなかった。

【再発防止策】

- ・ルールの明確化・統一化/関係者の意識向上

〈学内者に対する取組〉

- (1) 研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、事務処理ルールの周知徹底及びコンプライアンス意識の醸成を図るため、より一層の学内ルールの周知徹底及びコンプライアンスの強化を行う。
- (2) E-learningを用いたコンプライアンス教育の受講については、研究費の管理・執行に権限をもつ教員等だけではなく、研究費の運営・管理に関わるその他の職員についても必須とし、当該E-learningを用いたテストによりその理解度の確認及び誓約書の提出を求める。

	<p>(3) 研究費の不正使用防止に関する説明会を開催する。</p> <p>(4) 新たに「発注・受領マニュアル」等を作成し、本学事務処理ルールを理解・実践を図る。</p> <p>(5) 教員、事務職員、研究支援者等の各々の責任・職務に応じたコンプライアンス教育を実施する。</p> <p>(6) コンプライアンス教育は、その内容を定期的に見直し、更新した内容を周知徹底する。</p> <p>〈取引業者に対する取組〉</p> <p>(1) 本学事務処理ルールの遵守及び従業員の企業倫理・コンプライアンス意識の醸成を求め、その旨の誓約書を改めて提出させる。</p> <p>(2) 新たに「受注・納品マニュアル」等を作成し、本学事務処理ルールの理解・実践を求める。</p> <p>・適正な運営・管理体制の整備</p> <p>(1) 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などを防止するため、持ち帰りの対象とされた物品等に対する検収センターでのマーキングを行う。</p> <p>(2) 事務職員による教員発注・購入状況のデータ分析を行うことで、モニタリングによる牽制力の強化を図る。</p> <p>(3) 不正関与者の厳罰化を行う。</p> <p>ア 学内者に対しては、発生部局における配分予算の減額措置を行う。</p> <p>イ 取引業者に対しては、取引停止期間の長期化を行う。</p> <p>・監査の充実</p> <p>本事案の発生を受け、次の監査を実施するなど不正リスクを踏まえたリスクアプローチ監査を実施する。</p> <p>(1) 特定業者との同一品目の多頻度取引について、当該業者の売上台帳等を徴し本学の支出関係書類との照合を行う。</p> <p>(2) 雇用期限のある研究者及び研究室所属の事務担当者に対してヒアリングを行い、ルールの認識・理解状況のほか、納品物の受領の取扱いを含めた事務処理状況の確認を行う。</p> <p>(3) 過年度分の契約代金について、取引業者に対して未払が生じていないか調査を行う。</p>
<p>◇その他(研究機関が行った措置)</p>	<p>【関係者の処分】</p> <p>本学就業通則に基づき、元学術研究員の処分等を行う。</p> <p>関与業者に対して、9ヶ月の取引停止処分を行った。</p> <p>【本件の公表状況】</p> <p>平成28年8月5日(金) 記者会見を行い、調査結果を公表(氏名公表あり)</p> <p>平成28年8月5日(金) 九州大学ホームページに公表(氏名公表あり)</p>